

新潟産業大学公的研究費における不正行為の防止に関する取扱規程

制定 平成 29 年 2 月 22 日

（目的）

第 1 条 この規程は、新潟産業大学（以下「本学」という。）に於ける公的研究費について、適正に管理・運営することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程に掲げる用語の意義は、次の号をいう。

- 1 公的研究費とは、文部科学省及び他府省が管轄する競争的資金に基づく研究費等をいう。
- 2 不正使用とは、研究費配分した機関が定める規程や、本学が定める規程等に違反する経費使用をいう。

（教職員の責務）

第 3 条 本学の教職員は、「新潟産業大学公的研究費における不正行為の防止に関する取扱規程」及び「新潟産業大学公的研究費等の取扱に関する不正防止計画」を理解し、配分された公的研究費の取扱いに関しては、当該公的研究費の目的を、関係法令、各省庁等が定める当該公的研究費の実施要領、取扱規程及び関連する本法人の規則等を遵守しなければならない。

（研究倫理教育）

第 4 条

- 1 本学の研究倫理教育を実施する者として「研究倫理教育責任者」を置き、学部長をもって充てる。
- 2 研究に携わる教職員は、規範意識向上を図ることを目的に、研究活動・研究倫理、法令等の研修や科目を受講しなければならない。
- 3 学生に対する研究倫理教育を推進し、規範意識向上に努める。

（研究データの保存・開示）

第 5 条

- 1 研究者は、研究のために集積・作成した研究データ・資料・情報等を文部科学省の指針に基づいて、一定期間保存しなければならない。
- 2 研究者は、集積および作成した研究データ・資料・情報等について、調査等のため開示が求められた場合、速やかに開示しなければならない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。